

令和5年4月18日

大阪府内医師会（政令・中核市除く） 御中

大阪府医師会  
（公印省略）

**「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく  
調査に関する事務委託契約及び集合契約」について（廃止）  
～行政検査の終了～**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。

本通知は、厚生労働省通知（令和5年3月20日付・健感発0320第2号）により、**新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって行政検査通知を廃止し、大阪府が医療機関へ行政検査を委託し、患者の自己負担分の公費支援を行う取扱いを終了する旨、知らせるもの**です。

また、同日付厚生労働省保険局医療課長発の保医発0320第1号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」にて、行政検査の保険適用に伴う費用の請求に係る公費負担者番号等も当該取扱いの終了に伴い、廃止される旨も通知されたところです。

これを受け、**令和5年5月8日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務委託契約」は解除**となることが記されています。

これまで検査体制の確保にご尽力いただきましたことに改めて御礼申し上げます。

貴会におかれましてはご了知の上、集合契約にご参加いただいております会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

○問い合わせ先

大阪府健康医療部感染症対策企画課

**06-4397-3204**

大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)